

JTU きょうと教組
日本教職員組合
NEWS LETTER

2021年9月15日発行 No.157

京都府教職員組合 小鍛冶 啓

Kyoto School Staff Union

Tel: 075-252-6771

Fax: 075-252-6772

<http://kyoto-union.net>

府人事委員会へ自治労府職と共同で要望書提出

コロナ禍での、更なる過重労働の軽減を！ 非正規職員の処遇改善を！



9月10日、きょうと教組は、自治労京都府職員労働組合（今道雄三執行委員長）と共同で2021年の人事委員会勧告に向けて府人事委員会に要望書を提出しました。

要望書は「人事院は去る8月10日、国家公務員の一時金を0.15月引き下げる勧告を行った。今、府職員・教職員は、コロナ禍においても、府民の生命と生活を守り、子どもたちの

教育を受ける権利を守るために懸命に取り組んでいる。本年の勧告作業にあたり、労働基本権制約の代償措置としての機能を充分発揮し、かつ、府職員・教職員の生活を守るといった基本的な使命を十分認識し、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われる」ことを求めています。

以下、要望書の主な項目です。

- * 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公務職場の実態を踏まえた感染予防や安全確保を強化し、関連業務をはじめとする過重労働の解消に努めるとともに、給与・労働条件を改善すること。また、基礎疾患を有する職員や妊娠している職員に対しては、本人の意向を尊重し、感染リスクの低い業務や在宅勤務を命じるなどの措置を講じること。
- * 定年引き上げについては、国に遅れることなく実施できるよう十分検討するとともに、再任用職員の給与制度については、定年前職員との均等を考慮して改善すること。
- * 2021年度の給与改定について、給与水準を維持・改善する勧告を行うこと。

- *会計年度職員等の非常勤職員、再任用職員の処遇について「同一労働同一賃金」の原則を踏まえ、賃金、各種手当、休暇制度等の労働条件の具体的な改善措置を提言すること。とりわけ一時金については、国の非常勤職員には勤勉手当も支給されていることを踏まえて改善を図ること。
- *長時間労働を是正するため、次の事項の実現をはかること。
 - ・労働時間を適正に管理し、超過勤務を縮減すること。
 - ・超過勤務の実態把握を行い、「不払い残業」を一掃すること。
 - ・教員について、1か月の時間外在校等時間45時間以内、1年間の時間外在校等時間360時間以内を厳守させること。
 - ・超過勤務削減のために必要な人員を確保すること。
 - ・労働基準法の改正を踏まえ、年次有給休暇の計画的取得や、取得率向上に向けた具体的な方策を講ずること。
 - ・超過勤務手当の割増率を引き上げること。
- *各種休暇制度を新設・拡充すること。あわせて少子・高齢社会に対応した修学や有給教育休暇など、自己啓発・自己実現、職業能力開発、社会貢献等のための総合的休業制度の早期具体化を進めること。
- *職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた体制の整備、相談体制の充実、紛争解決の施策の拡充をはかること。
- *公務職場に外国籍の人びとや障害者の雇用を促進すること。
- *メンタルヘルスにかかわる対策や、現行の職場復帰プログラムの運用実態を点検すること。



今後の予定は・・・

1. 人事委員会との交渉〈9月21日(火)15時30分〉
2. 京都府人事委員会勧告
3. 京都府教育委員会への要求書提出、確定へ向けての府教委との年末交渉

あなたの力が



頼りなのです

となります。また、京都市人事委員会に対しても要望書を提出し、人事委員会要請を連合京都とともに行いました。その際に、きょうと教組は、組合員さんから寄せられていたコロナ禍での学校現場の過酷な状況を訴えました。今後、京都市とも、給与、労働条件等に関わる交渉を行っていきます。執行委員会でも準備を進めますが、組合員のみなさんの、今まで以上の協力も必要となりますので、よろしくをお願いします。